

厚木市教育委員会エネルギー管理企画推進委員会設置規程

(趣旨)

第1条 厚木市教育委員会エネルギー管理委員会設置規程（平成22年11月22日制定）第8条第1項の規定に基づき、厚木市教育委員会エネルギー管理企画推進委員会（以下「管理企画推進委員会」という。）に関する、必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 管理企画推進委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 省エネルギーに対する啓発活動
- (2) 所管施設の管理標準の策定及び見直し
- (3) 省エネルギーに対する取組方法の検討
- (4) 所管施設への省エネルギーの指導
- (5) その他、省エネルギーに関して必要な事項

(組織)

第3条 管理企画推進委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育総務課長
- (2) 学務課長
- (3) 学校施設課長
- (4) 学校施設整備担当課長
- (5) 学校給食課長
- (6) 教育指導課長
- (7) 教職員課長
- (8) 教育研究所長
- (9) 青少年教育相談センター所長

(委員長)

第4条 管理企画推進委員会に委員長を置き、委員長は教育総務課長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(所管施設)

第5条 管理企画推進委員会の所管施設は、別表のとおりとする。

(会議)

第6条 管理企画推進委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関する者の出席を求め、意見等を求めることができる。

(庶務)

第7条 管理企画推進委員会に関する庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が管理企画推進委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成22年11月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

所管施設	所管課長
厚木市役所第二庁舎（厚木市教育委員会使用部分）	教育総務課長
小学校、中学校	教育総務課長、教育施設課長、 教育施設整備担当課長
学校給食センター、単独調理場	学校給食課長
教育支援教室	青少年教育相談センター所長